## 駒ヶ根市障がい者基本計画(案)のパブリックコメント結果について

募集期間 : 令和5年12月25日(月) ~ 令和6年 1月22日(月)

周知方法: 市報1月号、市ホームページ、メール、LINE

閲覧場所 : 駒ヶ根市役所、中沢・東伊那支所、市民サービスコーナー

提出意見 : 56件(48人)

## 駒ヶ根市障がい者基本計画(案)に対する市民意見一覧および市の考え方

番号	頁	市民意見の趣旨	意見に対する市の考え方	変更の 有無
1	33	生活環境の整備(1)施設の整備において「グループホーム等」の記載では不足しています。障がい者の居場所のとなる「生活介護事業所」の拡充を提案します。 【同じ内容の意見 46件】	本計画の第3章、6生活環境の整備(1)施設の整備の現状と課題において、「日中活動の場も種類によっては十分な数の施設が市内にないことが長年の課題となっています。」と記載しております。生活介護事業所の拡充も大きな課題となっておりますので、計画内に、「グループホームや生活介護事業所等の整備について、事業所に働きかけます。」と記述します。	有
2	10	生活介護の事業所が現在8か所とありますが、養護学校を卒業後、個別の対応を必要とする生活介護の場所がありません。市内に通える場所が必要です。		

3	34	公共施設のおむつ交換ベット数が現状18ケ所とありま	大人のおむつ替えベットは、ご質問のとおり、市役所、保健セン	無
0	54		ター、赤穂公民館の3ケ所しかありません。残りは、公園等に設置	<del>/////</del>
		むつ替えベッドがあるのは、市役所、保健センター、赤穂		
		公民館の3ケ所しか知りません。他にあれば教えて下さい。		
		大人のおむつ替えベッドを商業施設へ整備するにあた	換ができるベットの設置」を記載しています。	
		り、補助することも考えていただきたい。	また、「民間店舗等においても段差解消等に努めていただく等働	
			きかけます」と記載しています。商業施設に対する補助について	
			は、今後検討課題といたします。	
4	34	車いす用駐車場について、市内の一部の銀行では、車い	第3章、6生活環境の整備の②施設のバリアフリー化において、	無
		す用駐車場から車いすで店内へ行くのに無理があります。	「民間店舗等においても、段差解消等に努めていただく等働きか	
		また、シルクミュージアムには車いす用の駐車スペース	けます」と記載しています。	
		の白線が薄れ、上から普通車用の白線が引かれています。	シルクミュージアムにおける車いす用駐車スペースの白線につ	
		とても悲しかったです。	きましては、整備するよう対応します。	
5	34	(2) 防災体制の充実について、別の市町村では、避難	個別避難計画を作成する様式に、見取り図を記載できるよう検	無
		│ │行動要支援者の家の見取り図で、要支援者が家のどこで寝	討します。	
		   ているかを把握しているそうです。いざという時に、まっ		
		すぐ向かえるのでとてもいいなと思いました。		
6	35	■ 福祉避難所が必要としている人数に対して足りていない	福祉避難所は、現在20施設となっておりますが、計画期間中に	無
		  なら増やすことも必要ですが、誰をどこの福祉避難所にと	│ │22施設まで増やす計画としております。要支援者ごとの福祉避│	
		決めることにより、要支援者と福祉避難所の双方が知って	   難所の指定につきましては、災害の規模や施設の安全状況により	
		おくことも大切だと思います。	受入れ可能な人数等が変動します。そのため、平時から福祉避難所	
			を決めることができません。災害時には、福祉避難所ごとの安全状	
			況や受け入れ可能人数等を把握した上で、受け入れ先を決めて参	
			ります。ご承知おきいただきますようお願いします。	
			リエリ。 (手知わさい)にださまりよりや願いしまり。	

7	22	(2) 学校教育の充実(義務教育の充実)①教育相談、	児童生徒の状況に応じて、教育関係者だけでなく、保健師や福祉	無
		就学支援の充実の ア において、「専門性の高い相談員を	関係職員などと連携して、教育相談や就園・就学相談に対応してい	
		配置し」とありますが、質の高い相談員の配置は、多様化	きます。	
		する子育て支援において必須です。計画にとどまらず、確		
		実に目標を達成してください。		
8	15	発達障がいへの理解について、市主催で一般の方々を対	第3章、1理解と交流の推進②福祉教育の充実において、「でき	無
		象として講義や相談会を開くなど、発達障がいに対する理	るだけ障がいの当事者または支援者から直接話を聞く機会をつく	
		解を深めるイベントがあれば良いと思います。	ります。」と記載しています。	
9	23	発達障がいを持つ児童生徒への保育園や教育機関での対	第3章 2早期療育、保育、教育の推進(2)学校教育の充実(義	無
		応について、発達障がいを持つ児童生徒が増加傾向のなか、	務教育の充実)②支援体制の充実において、「小学校、中学校教職	
		発達障がいに関して理解の深い教育関係者がより増えると	員に対し、専門的知識や資質を高める研修会の開催など、学校にお	
		良いなと思います。	ける発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。」と記載	
			しています。	
10		移動支援事業について	移動支援は、国の地域生活支援事業における支援事業として、屋	無
		原則的に通学や通勤・病院には利用できないことは承知	外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行	
		しております。時として、保護者だけでは対応できない日	うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを	
		もあります。万が一の時、合理的配慮のある事業が展開で	目的とした支援です。サービス利用においては、個々の家庭の状況	
		きるよう、対象範囲の拡充を希望します。	等把握して上で、適切なサービス利用に繋げてまいります。	
11		発達障がい児の医療について、発達障がいを持つ児童生	コミュニケーションや感覚刺激等、発達の特性により様々な困	無
		徒が、医療機関を受診する際、特別な配慮が必要な場合が	難さがあります。本人、家族はとても大きな不安な気持ちで受診さ	
		あります。気持ちよく医療機関を利用できるよう、発達障	れること、受診時にどのような配慮があるとその不安が軽減され	
		がいでも利用しやすいような医療機関や医療関係者が増え	るか等について、様々な機会を通して啓発等していきます。	
		ると良いなと思います。		